

別 紙

答申第 110 号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 28 年 6 月 19 日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成 26 年 11 月 5 日付島交規第 1446 号交通部交通規制課長通知において、指示の点検要領別添 4 『最高速度規制点検調査票』添付の『実勢速度算出マクロ』の『生データ』欄の数値の根拠となったデータと合理的に跡付け又は検証できる資料」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により、平成 28 年 7 月 4 日付けで非公開決定を行った。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成 28 年 7 月 6 日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 28 年 7 月 27 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件公文書の非公開決定を取り消し、全部公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 車両の速度をレーダー等で計測する場合、一時に複数の車両が走行する可能性も高いことから、通常、レーダー記録紙を出力し、帰署後、記録紙データを確認して入力し、当該記録紙を公文書として、整理・保存することで、現在及び将来において、合理的に跡付け、検証ができる方法を選択するのが自然である。何ら記録を残さない方法でそのまま入力するのは、極めて不自然な行為である。

イ レーダー等で計測した数値をそのまま入力することは現実的に不可能であり、レーダー機器から出力された記録紙が保存されているはずである。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書及び実施機関の意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 計算式の「生データ」欄は、車両の速度をレーダー等で計測した数値をそのまま入力することから、その過程で公文書を作成することはない。
- (2) 通知に基づく点検のためのレーダー計測であるため、速度取締りのようにレーダー機器の事前点検も行わないし、使用するレーダー機器も簡易なものを使用する場合もある。

よって、簡易なレーダー機器であれば計測した速度を機器内に記録したり、記録紙として出力できる機能もない。また、速度取締りと同様のレーダー機器を使用した場合でも点検のためのレーダー計測であるため、記録紙を出力することはしない。

- (3) 通知に基づく見直し対象路線で通過する車両をレーダー計測し、レーダー機器の画面に表示される速度をメモ用紙に手書きで記録する。そのメモ用紙を持ち帰って「生データ」欄に入力して実勢速度を算出する方法をとっている。この手書きのメモ用紙については「生データ」欄に入力した後、破棄している。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成 26 年 11 月 5 日付け島交規第 1446 号「速度規制の点検・見直しの更なる推進にかかる対象路線の決定及び点検等の実施について（通知）」（以下「通知」という。）において、各警察署へ点検・報告を指示した最高速度規制点検調査票の「実勢速度（85 パーセントイル速度）」を算出するための自動計算ファイルの「生データ」欄に入力する数値の根拠となったデータと合理的に跡付け又は検証することができる資料である。

(3) 本件対象公文書の不存在について

ア 実施機関は、計算式の「生データ」欄は、車両の速度をレーダー等で計測した数値をそのまま入力することから、その過程で公文書を作成することはないため公文書は不存在であると説明している。

イ 当審査会が当該事案の関係文書を実施機関に提出させ調べたところ、レーダー機器で車両の速度を計測した際に出力する記録紙は、速度取締りを実施する際には出力し証拠書類として保管するが、当該事案のように通知に基づく点検のためのレーダー計測の場合は記録紙を出力せず、レーダー機器の画面に表示された速度をメモ用紙に記録し「生データ」欄に入力することが確認できた。

なお、職員が文書等作成のため補助的に作成したメモ等の記録は、職員が自己の執務の便宜のため作成するものであり「職員が組織的に用いるもの」とは認められないため、条例第 2 条第 2 項に規定する「公文書」には該当しない。

ウ また、点検対象路線の中には、通知に基づく点検のためのレーダー計測であるため速度取締りで使用するレーダー機器ではなく簡易なレーダー機器で計測している点検箇所もあり、その場合には記録紙自体が出力できないこ

とも確認できた。

さらに、通知に基づく指示では「生データ」欄に入力するデータの根拠となる記録紙等の報告までは求められていないことが確認できた。

エ これらの状況から「生データ」欄に入力する数値の根拠となったデータと合理的に跡付け又は検証することができる資料の存在を推認させる事情もなく、本件対象公文書が存在しないとの実施機関の説明は不合理とは言えず、本決定は妥当である。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第 138 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 28 年 7 月 27 日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 28 年 8 月 26 日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 28 年 10 月 3 日	審査請求人の意見書を受理
平成 28 年 12 月 22 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 29 年 1 月 27 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 29 年 2 月 23 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 29 年 3 月 23 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 29 年 5 月 18 日 (審査会第 5 回目)	審査請求人から意見聴取、審議
平成 29 年 6 月 22 日 (審査会第 6 回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成 29 年 7 月 20 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 29 年 8 月 24 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 29 年 9 月 21 日 (審査会第 9 回目)	審議
平成 30 年 2 月 16 日 (審査会第 10 回目)	審議
平成 30 年 3 月 29 日 (審査会第 11 回目)	審議
平成 30 年 4 月 19 日 (審査会第 12 回目)	審議
平成 30 年 10 月 19 日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
横地 正枝	行政書士	平成 30 年 4 月 21 日まで
木村 美斗	行政書士	平成 30 年 4 月 22 日から
和久本 光	弁護士	